

「弓道教室」の参加者を募集

- ◎日程 7月7日(木)～8月9日(火)の間の火・木曜日(全10回)
- ◎時間 19時～21時
- ◎場所 市弓道場(市中央公園内)
- ◎対象者 18歳以上の人
- ◎定員 20人程度
- ◎参加料 無料
- ※スポーツ傷害保険料のみ自己負担
- ◎65歳未満 1,850円
- ◎65歳以上 1,200円
- ◎準備するもの 運動しやすい服装、靴下又は足袋
- ※弓具(弓・矢・ゆがけ・胸当て)等は教室に常備
- ◎申込方法 電話
- ◎申込期限 6月30日(木)
- ◎その他 見学だけでも可能
- ◎市弓道連盟(市弓道場内)
☎0994-43-8899

「ボールゲームフェスタ」の参加者を募集

- ◎内容
- ◎ボールであそぼう! 小学1年生～3年生と保護者を対象としたボール遊び体験
- ◎キッズチャレンジ 小学4年生～6年生を対象にしたトッ

「初めての書道教室・短歌教室」の参加者を募集

- ◎内容 書道及び短歌を気軽に学べる初心者のための学習会
- ◎講師 中村 正生氏(倫理研究 所文化部主任)
- ◎日時 6月26日(日)
- ◎短歌教室 9時30分～11時30分
- ◎書道教室 12時30分～14時30分
- ◎場所 第一鹿屋青果市場2階会議室
- ◎参加料 無料
- ◎申込方法 電話
- ◎申込期限 6月20日(月)
- ◎家庭倫理の会(前之園)
☎0994-7927-4503

「生命の貯蓄体操体験講座」の受講者を募集

- ◎内容 呼吸法で体全体のバランスを整える日本式養生術の体験講座
 - ◎日時及び場所
- | 日 程 | 時 間 | 場 所 |
|-----|-----------------------------|-------------------------|
| 月曜日 | 19:00～21:00 | 下名西地区コミュニティセンター |
| 火曜日 | 9:00～11:00 | 吾平振興会館 |
| 水曜日 | 9:00～11:00
又は19:30～21:30 | 吾平振興会館 |
| 木曜日 | 19:30～21:00 | 鶴峰東地区又は下名西地区のコミュニティセンター |
- ※いずれの曜日も、祝日の場合は開催なし
- ◎参加料 無料(1か月)
 - ◎2か月目からは月額2,000円

お知らせ

- ◎準備するもの バスタオル、靴下、水分補給用の飲み物
- ◎申込方法 電話
- ◎生命の貯蓄体操普及会肝属準支部
☎0994-41-0374

市立図書館が臨時休館します

- 市立図書館は、蔵書点検のため次のとおり休館します。本の返却は次の各施設の返却ボックスへお願いします。
- ◎休館期間 6月14日(火)～23日(木)
- ◎返却ボックス設置場所
- ◎市立図書館正面玄関、市役所本庁1階、リナシティかのや1階、西原地区及び東地区学習センター、市農業研修センター
- ◎市立図書館
☎0994-43-9380

スポーツ安全保険に加入しましょう

- スポーツ安全保険は、アマチュアのスポーツ、文化、ボランティア、地域活動等を行う4人以上の団体が加入できる保険

団 体	対 象	年間掛金(一人当たり)
中学生以下	スポーツ活動、文化・ボランティア活動	800円
	上記活動に加え個人活動を含む	1,450円
高校生以上	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎等	800円
	スポーツ活動及び指導・審判(64歳以下)	1,850円
	スポーツ活動及び指導・審判(65歳以上)	1,200円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	11,000円

- ◎保険期間 掛金振込日の翌日～平成29年3月31日(金)
- ◎スポーツ安全協会鹿児島県支部
☎099-813-1108

児童手当を支給します

家庭生活の安定、児童の健全育成等を目的に児童手当を支給しています。児童手当を受けるには、事前に登録申請が必要です。

- ※公務員は勤務先での申請
- ◎支給対象児童 中学校卒業までの児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童)
- ◎支給額(月額)

対象児童	支給額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(※第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

- ※「第3子以降」とは、養育している高校卒業までの児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある子ども)のうち第3子以降
- ◎所得制限 申請者の所得が一定以上の場合、児童1人につき月額5,000円を支給(特例給付)
- ◎支払時期 6月・10月・2月に、それぞれ4か月分(支給

平成28年経済センサス活動調査を実施します

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日を調査の基準日として、「平成28年経済センサス活動調査」を実施します。

- この調査は、全産業分野における事業所及び企業を対象に行い、経済活動の状態等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としています。
- 調査結果は、国の各種行政施策のほか、地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための施策など地方公共団体の各種行政施策の策定などの基礎資料として利用されます。
- 今回の調査では、インターネット上での回答が可能ですので、ぜひご利用ください。
- なお、調査内容を統計以外の目的に使用することは一切ありませんので、調査の趣旨・必要

「大隅よろず相談窓口」が拡充されました

中小企業の経営等に関する無料相談や新事業創出の支援等を行う「大隅よろず相談窓口」は、市産業支援センター及び県大隅加工技術研究センターで毎週金曜日に開設されていますが、5月第3週から次のとおり拡充されました。

- ◎相談窓口設置日及び場所
- ◎市産業支援センター 毎週火・金曜日
- ◎県大隅加工技術研究センター 毎月第4木曜日
- ◎時間 10時～16時
- ◎申込方法 相談申込書に必要事項を記入しFAX又はメール

消費生活センターだより ～こんな相談ありました⑦～

布団のクリーニングのつもりが購入に…

相談事例

3日前に「500円で布団のクリーニングをします」と言って、突然業者が訪問してきた。持っていた布団を見せたところ「この布団は状態が悪くクリーニングできない。せつかくなので新しい布団を買いませんか」といわれ、夜遅くまで長時間、購入を勧められた。何度も断ったが、結局70万円の布団をクレジットで購入する契約を結んだ。後から考えると支払いができるか不安になった。新しい布団を3日間使用したが解約できるだろうか。(20代男性)



アドバイス

使用済みでも
解約可能

- 訪問販売の場合、法定書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。
- 「無料で点検します」等と言って、巧みなセールストークで高額な商品の購入を勧められる場合があります。契約の意思が無い場合は、きっぱりと断りましょう。
- 今回はクーリング・オフの手続きにより、契約を解除することができました。

市消費生活センター(市産業支援センター内) ☎0994-31-1169